

22 番	白井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>1、プラスチック製容器包装分別収集とごみ減量の状況について</p> <p><b>【質問趣旨】</b> 10月から、プラスチック製容器包装の分別収集が始まった。11月に開催した市民と議会との意見交換会では、プラスチックごみの分別収集について、参加者から多数のご意見を頂いていることから市当局に質問します。</p>	<p>(1) プラスチック製容器包装分別収集の課題について</p>	<p>① 10月からプラスチック製容器包装の分別収集事業が始まっていますが、2か月を経過して、当該収集量は予想より多いと聞くが、どのような状況か伺う。</p> <p>② 現状のプラスチックごみ分別収集においてどのような状況なのか、汚れたものや異物混入の処理等問題なく処理されているのか伺う。</p> <p>③ 現在、プラスチック製容器包装の分別収集を月2回としているが、愛知県内の実施する42自治体中、月4回以上収集する自治体は34団体にのぼる。また、11月には、市民と議会との意見交換会が開催されたが、参加者からは収集回数を週1回以上や回収場所が遠くなったという意見が一番多く出ていた。他の自治体状況と住民ニーズ（収集回数と場所）を踏まえて、改善が必要ではないのか伺う。</p> <p>④ 本市のプラスチック製容器包装等の資源指定袋について、豊田市の袋と比べて明らかにごみ袋の記載内容が分かりにくい。今後、袋の改善が必要と考えるが見解を伺う。</p> <p>⑤ 瀬戸市一般廃棄物ごみ基本計画は、ごみ減量化を目指すためには、市民の協力を求めていく以上、現状の資源ごみ分別環境を今以上に整備する必要がある。その一つの資源リサイクルセンターは現在市内1か所しかなく、減量化への取組みと仕組みとして十分ではないと考えるが見解を伺う。</p>

( 1 ページ)

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。  
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。  
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>2、公文書の適正な管理の改善はどう図られているのか。</p> <p>【質問趣旨】</p> <p>令和4年11月1日、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会では、過去の審査会と同様に、適切に公文書を作成して、行政の透明性を確保し、業務の改善を求める内容の補足意見が出ています。</p> <p>市は審査会からの意見を受けて、その後どのように取組んできたのか伺うものであります。</p>	<p>(1)適正に公文書の管理を行うためのルールが必要である。</p>	<p>① 現在、瀬戸市の公文書の取扱いに関する例規整備は、文書取扱規程という市長の訓令のみで、他の実施機関もこれに倣うこととしている。また、瀬戸市情報公開条例は、適正な文書管理が必要と謳っており、文書（記録）が適正に作成（残す）されていることを前提としている。本市は、これまで公文書が適正に作成及び保存されているものとするのか伺う。</p> <p>② 公文書は、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るもの」であり、そのため行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程、事務事業の実績を合理的に跡付け、又は検証できるよう文書を作成しなければならない。この認識に基づく事務処理について、本市は現行の例規整備で十分果たすことが出来ると言えるのか伺う。</p> <p>③ 公文書の管理について、犬山市では、公文書の管理に係る条例を制定している。犬山市の山田市長は、「規則では仕組みとして脆弱であり、時の為政者や市の都合で何とでもできてしまう。条例化は行政、政治への信頼に結び付く」と説明されている。これら先進自治体の本件条例制定に至る過程や制定後の状況などを調査研究し、参考にする価値は十分にあると考えるが見解を伺う。</p> <p>④ 瀬戸市は文書管理について、公文書の適正な作成と管理・保存の課題、取組み等について、どのような現況なのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
		<p>⑤ 令和2年4月、本市は、公文書等の管理に関する法律の趣旨にのっとり、文書取扱規程の改正を行っているが、改正の動機について、同法律の趣旨のこういったところを理由としているのか伺う。</p> <p>⑥ 市の文書取扱規程について、地方公共団体の議会の議決によって制定された条例に対して、執行機関が独自に定めた規程と、何がどのように違うのか伺う。(※例えば、行政内部の一般的な準則を定めたものと直接法的な効果を及ぼすもの)</p> <p>⑦ 上記では、「公文書管理条例の制定」の必要性を質問したが、公文書の保存・管理の適正化を確実に実行するうえで、どのような対策・取組みを行うことが最も効果的であると考えているのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(2) これまでの情報公開・個人情報保護審査会の補足意見をどう活かしているのか。	<p>① 行政の事務手続きで問題となるのは、意思形成・決定過程や事業の実績等の文書を作成しないことで、公文書の不存在が多発することになる。文書を作成しない、取得した記録を残さない、行政文書とせず、「個人メモ」とする行為は、市民への説明責任が果たされず、情報を公開することに消極的として映る。このように行政の責任は大きく、市当局はどのような見識か伺う。</p> <p>② 令和4年10月17日、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本件審査会が行われた。審査会の補足意見では、「情報公開・個人情報保護における運用面で、適切に公文書の作成及び管理を行い、必要な情報を積極的に公表する等情報公開に係る体制を整備する必要がある」と指摘されている。市当局は、審査会の意見をどのように捉えられているのか伺う。</p> <p>③ 当該審査会の補足意見が出された原因をどのように考えられているのか伺う。</p> <p>④ これまで行われた当該審査会及び今回の審査会では、事務手続きの経過や意思形成・決定過程について、記録を残すことが必要であると、繰り返し問題を指摘されている。市はこれまで具体的にどのような改善策を図っているのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。